

議案第43号

海老名市障害者デイサービスセンター設置条例の一部改正について

海老名市障害者デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年9月1日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市障害者第三デイサービスセンターを廃止し、海老名市障害者支援センターあきばを設置したいため

海老名市障害者デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例

海老名市障害者デイサービスセンター設置条例（昭和53年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海老名市障害者デイサービスセンター等設置条例

第1条中「（以下）を「及び海老名市障害者支援センター（以下これらを）」に改める。

第2条の表海老名市障害者第三デイサービスセンターの項を次のように改める。

海老名市障害者支援センターあきば	海老名市上今泉六丁目11番20号
------------------	------------------

第4条に次の1項を加える。

2 海老名市障害者支援センターあきばの指定管理者においては、次に掲げる業務も併せて行うものとする。

- (1) 総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち短期入所サービス
- (2) 総合支援法第77条第3項に基づいて実施する日中一時支援
- (3) 利用者に対する給食サービス

第5条第2号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に、同条第3号中「第15条の4第1項」を「第15条の4」に改める。

第7条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第1項を次のように改める。

センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、海老名市障害者支援センターあきばで行う短期入所サービスについては、この限りでない。

名 称	開 館 時 間
海老名市障害者第一デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時まで

海老名市障害者第二デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時まで
海老名市障害者支援センターあきば	午前8時30分から午後9時まで

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、海老名市障害者支援センターあきばで行う短期入所サービスについては、この限りでない。

第19条中「第4条第1号若しくは第2号のサービス又は」を「第4条第1項第1号若しくは第2号のサービス、同条第2項のサービス又は」に改める。

別表総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち通所により行うサービスの項中「行うサービス」の次に「及び短期入所サービス」を加え、同表総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センターに係る通所サービスの項の次に次のように加える。

総合支援法第77条第3項に基づいて実施する日中一時支援	実費相当額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額
利用者に対する給食サービス	実費相当額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 海老名市障害者支援センターあきばにおける第6条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の同条から第12条までの規定の例により行うことができる。